

徳島労働局の個別労働紛争解決制度の運用状況(概要)等について

(令和4年4月1日～令和5年3月31日) ※()内は令和3年度の実績

1 総合労働相談コーナーに寄せられた相談	5,447件(5,591)				
相談者の種類					
労働者	2,932件(2,734)	事業主	1,754件(1,987)	その他	761件(870)
2 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数	1,847件(1,900)				
① 相談者の種類					
労働者	1,466件(1,509)	事業主	227件(220)	その他	154件(171)
② 労働者の就労状況					
正社員	574件(622)	パート・アルバイト	261件(254)	派遣労働者	33件(38)
期間契約社員	150件(135)	その他	829件(851)		
③ 紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は2,152件となる。)					
普通解雇	216件(219)	整理解雇	16件(17)	懲戒解雇	33件(31)
雇止め	63件(68)				
労働条件の引下げ(賃金)	67件(86)	労働条件の引下げ(退職金)	8件(4)		
労働条件の引下げ(その他)	105件(86)	出向・配置転換	106件(84)		
懲戒処分	49件(52)	昇給・昇格	16件(6)	その他の労働条件	362件(339)
退職勧奨	107件(115)	自己都合退職	263件(255)	いじめ・嫌がらせ	323件(528)
採用内定取消	10件(15)	募集・採用	22件(28)	定年・年齢差別	1件(1)
雇用管理改善等	67件(69)	労働契約の承継	1件(0)		
教育・訓練	1件(1)	人事評価	11件(7)	賠償	69件(70)
その他	236件(197)				
3 都道府県労働局長による助言・指導の件数					
(1) 助言・指導の申出の受付を行った件数	74件(85)				
① 労働者の就労状況					
正社員	41件(48)	パート・アルバイト	17件(17)	派遣労働者	0件(2)
期間契約社員	11件(13)	その他	5件(5)		
② 紛争の内容 (※内訳が複数にまたがる事案もあるため、計が82件となる。)					
普通解雇	7件(11)	整理解雇	0件(2)	懲戒解雇	0件(2)
雇止め	3件(5)				
労働条件の引下げ(賃金)	5件(4)	労働条件の引下げ(退職金)	0件(0)		
労働条件の引下げ(その他)	5件(5)	出向・配置転換	5件(3)		
懲戒処分	1件(2)	昇給・昇格	1件(0)	その他の労働条件	32件(19)
退職勧奨	3件(5)	自己都合退職	1件(2)	いじめ・嫌がらせ	4件(20)
採用内定取消	1件(1)	募集・採用	1件(0)	定年・年齢差別	0件(0)
雇用管理改善等	5件(1)	労働契約の承継	0件(0)		
教育・訓練	0件(0)	人事評価	0件(0)	賠償	3件(8)
その他	5件(10)				
(2) 助言・指導の手続を終了した件数	73件(85)				
終了の区分					
助言を実施	71件(83)	指導を実施	0件(0)		
取下げ	2件(2)	打切り	0件(0)	制度対象外	0件(0)
その他	0件(0)				

4 紛争調整委員会によるあっせんの件数			
(1) あっせんの申請の受理を行った件数 2件(12)			
① 労働者の就労状況			
正社員	0件(7)	パート・アルバイト	1件(3) 派遣労働者 0件(0)
期間契約社員	1件(2)	その他	0件(0)
② 紛争の内容			
普通解雇	1件(1)	整理解雇	0件(2) 懲戒解雇 0件(0) 雇止め 0件(3)
労働条件の引下げ(賃金)	0件(0)	労働条件の引下げ(退職金)	0件(0)
労働条件の引下げ(その他)	1件(0)	出向・配置転換	0件(0)
懲戒処分	0件(0)	昇給・昇格	0件(0) その他の労働条件 0件(0)
退職勧奨	0件(0)	自己都合退職	0件(0) いじめ・嫌がらせ 0件(3)
採用内定取消	0件(0)	定年等・年齢差別	0件(0)
雇用管理改善等	0件(0)	労働契約の承継	0件(0) 教育・訓練 0件(0)
人事評価	0件(0)	賠償	0件(1) その他 0件(2)
(2) あっせんの手続を終了した件数 2件(13)			
終了の区分			
あっせんを開催せずに合意成立		0件(0)	申請の取下げ 0件(0) 打切り(不参加) 0件(4)
あっせん開催		2件(9)	あっせんで合意成立 1件(3) 打切り(不参加以外) 1件(6)

※1 徳島労働局の記者発表文では、「その他の労働条件(懲戒処分、昇格・昇給を含む)」、「いじめ・嫌がらせ」、「解雇、雇止め」、「自己都合退職」、「労働条件の引き下げ、異動(出向・配置転換)」、「退職勧奨」、「その他」の7形態に分類した。

※2 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント注)に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働紛争(のいじめ・嫌がらせ)」の相談件数には計上されていない。同じく、同法に規定する紛争について、その解決の援助の申立や調停の申請があった場合には、同法に基づき対応している。

注)職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下①～③の要素を全て満たすものをいう。①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの

[参考]令和2～4年度における同法に関する相談件数等施行状況については、以下を参照。

労働施策総合推進法	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1 相談件数	518	178	128
(1) 法令制度の問合せ	383	153	104
(2) 法違反の疑いのある相談	120	20	14
(3) 援助等に係る相談	15	9	12
合計((1)～(3)) ※3	518	182	130
2 紛争解決の援助申立件数	27	2	1
3 調停申請受理件数	2	0	1

※3 相談件数1件に対して、1～3の複数項目を選択している場合あり。